

1 議 事 日 程

〔平成31年太宰府市議会第1回（4月）臨時会〕

平成31年4月9日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長選挙

追加日程第1 議席の変更について

追加日程第2 副議長選挙

追加日程第3 常任委員会副委員長の変更について

追加日程第4 議会広報特別委員会委員の選任について

追加日程第5 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の補欠選挙について

追加日程第6 筑慈苑施設組合議会議員の補欠選挙について

日程第4 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）

日程第5 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第6 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第7 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第8 議案第46号 平成31年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番 柳 原 莊一郎 議員

2番 宮 原 伸 一 議員

3番 船 越 隆 之 議員

4番 徳 永 洋 介 議員

5番 笠 利 毅 議員

6番 堺 剛 議員

7番 入 江 寿 議員

8番 木 村 彰 人 議員

9番 小 畠 真由美 議員

10番 上 疆 議員

11番 原 田 久美子 議員

12番 神 武 綾 議員

13番 長谷川 公 成 議員

14番 藤 井 雅 之 議員

15番 門 田 直 樹 議員

16番 橋 本 健 議員

18番 陶 山 良 尚 議員

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 村 山 弘 行 議員

4 会議録署名議員

12番 神 武 綾 議員

13番 長谷川 公 成 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長 楠 田 大 蔵

副 市 長 清 水 圭 輔

教 育 長 樋 田 京 子

総 務 部 長 石 田 宏 二

市民生活部長 濱 本 泰 裕

総 務 部 理 事 山 浦 剛 志

都市整備部長 井 浦 真須己

健康福祉部長 友 田 浩

観光経済部長 藤 田 彰

教 育 部 長 江 口 尋 信

管 財 課 長 柴 田 義 則

市 民 課 長 池 田 俊 広

税 務 課 長 森 木 清 二

高齢者支援課長 川 崎 純 一

国保年金課長 高 原 寿 子

都市計画課長 竹 崎 雄一郎

社会教育課長 木 村 幸代志

上下水道課長 佐 藤 政 吾

観光推進課長兼
地域活性化複合施設太宰府館長 友 添 浩 一

監査委員事務局長 福 嶋 浩

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮

議 事 課 長 吉 開 恭 一

書 記 斉 藤 正 弘

書 記 高 原 真理子

書 記 岡 本 和 大

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副議長（陶山良尚議員） 副議長の陶山良尚です。

地方自治法第106条の規定によって議長の職を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は17名です。

定足数に達しておりますので、平成31年太宰府市議会第1回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（陶山良尚議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

13番、神武 綾議員

14番、長谷川公成議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○副議長（陶山良尚議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 議長の選挙

○副議長（陶山良尚議員） 日程第3、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば、選挙の方法は投票によることになります。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 投票という声がありますので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで定めることになっています。

それでは、議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長（陶山良尚議員） ただいまの出席議員は17名です。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に1番柳原荘一郎議員、2番宮原伸一議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に1番柳原荘一郎議員、2番宮原伸一議員を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

したがって、選挙する者1人の姓名をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○副議長（陶山良尚議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(局長点呼、投票)

○副議長（陶山良尚議員） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（陶山良尚議員） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

1番柳原荘一郎議員、2番宮原伸一議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長（陶山良尚議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 17票

無効投票 0票

白票 0票です。

有効投票中

陶山 良尚議員 6 票

門田 直樹議員 6 票

小島真由美議員 2 票

神武 綾議員 2 票

長谷川公成議員 1 票

以上のとおりです。

したがって、陶山良尚議員、門田直樹議員の得票数が同数であり、しかも法定得票数の 5 票を超えております。

そこで、地方自治法第118条第 1 項の規定により、準用する公職選挙法第95条第 2 項の規定によって、当選人はくじで定めることになります。

くじの方法の説明、執行は、事務局が行います。

○議会事務局長（阿部宏亮） それでは、私のほうから当選人を定めるくじの実施方法についてご説明申し上げます。

くじは、くじ棒を用いて行います。

最初にくじを引く順序を決めるためのくじを引いていただきます。

その方法は、筒の中に 1 番から10番までのくじ棒を入れ、これを同時に引きますが、くじを引く順序はこの中から若い番号を引いたほうから第 1 順位、第 2 順位と定めます。

次に、くじを引く順位に従って当選人を定めるくじを行います。

その方法は、くじを引く順序を決めた方法と同様に、筒の中に 1 番から10番までのくじ棒を入れ、これを引きますが、当選人の選定はこの中から最も若い番号を引いた方を当選人と定めます。

説明は以上でございます。

○副議長（陶山良尚議員） 以上のような方法で当選人を選定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、お諮りしたとおり決定しました。

これから当選人を定めるくじを行います。

まず、くじを引く順番を決めるためのくじを行います。

陶山良尚議員、門田直樹議員、前のほうにお願いいたします。

先ほど立会人をお願いしました 1 番柳原莊一郎議員及び 2 番宮原伸一議員にくじの立会をお願いします。

（くじ番号、確認）

○副議長（陶山良尚議員） くじを引く順番が決まりましたので発表します。

第 1 番は、くじ番号 5 番で私、陶山良尚、第 2 番はくじ番号 8 番で門田直樹議員です。

次に、くじを引く順番により、当選人を決定するくじを行います。

第1番に私、陶山良尚がくじ棒を引きます。

立会人の確認をお願いをします。

(くじ番号、確認)

第2番に門田直樹議員、くじ棒をお引き願います。

立会人の確認をお願いをします。

(くじ番号、確認)

○副議長（陶山良尚議員） 立会人は席へお戻りください。

くじが終了いたしましたので、その結果を報告します。

陶山良尚議員、くじ番号7番、門田直樹議員、くじ番号10番です。

したがって、当選人は私、陶山良尚と決定しました。

これをもちましてくじを終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○副議長（陶山良尚議員） ただいま議長に私、陶山良尚が当選いたしましたので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、告知をします。

ここで皆様からお時間をいただきまして、議長当選承諾及びご挨拶を述べさせていただきたいと思います。

〔9番 陶山良尚議員 登壇〕

○9番（陶山良尚議員） 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様からのご推挙を賜り、議長の要職に就任することになりました。身に余る光栄であり、衷心より感謝申し上げますとともに、責務の重大さを改めて痛感している次第であります。

今日の地方自治体は、急速に進行する少子・高齢化に対応した福祉医療サービスの充実や地域の防災・減災対策の推進など、取り巻く環境はますます厳しい状況となっております。このような中、市議会の役割と責任は一層高まってきており、市民の皆様の代表として、その負託に応えられるよう、誠心誠意努力してまいります。

議長といたしましても、議会運営につきまして各議員がそれぞれの力量を十分に発揮できるように配慮してまいりたいと思っております。市民の皆様のご意見、ご要望を十分に踏まえ、議会基本条例及び自治基本条例のもと、市政の課題解決と開かれた議会を目指し、努力してまいります。

今後とも、議会を円滑に運営遂行していくに当たり、議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

ここで追加議案日程配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時42分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しました追加議事日程のとおり、追加日程第1、「議席の変更について」及び追加日程第2、「副議長の選挙」を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1及び追加日程第2を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議席の変更について

○議長（陶山良尚議員） 追加日程第1、「議席の変更について」を行います。

今回の議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により議席の変更をいたしたいと思います。

その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（阿部宏亮） それでは、議席に変更があった議員のみ朗読いたします。

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 9番 | 小 畠 真由美 議員 | 10番 | 上 疆 議員 |
| 11番 | 原 田 久美子 議員 | 12番 | 神 武 綾 議員 |
| 13番 | 長谷川 公 成 議員 | 14番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 15番 | 門 田 直 樹 議員 | 16番 | 橋 本 健 議員 |
| 18番 | 陶 山 良 尚 議員 | | |

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

ただいま朗読したとおり議席を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり議席を変更することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 副議長の選挙

○議長（陶山良尚議員） 追加日程第2、「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば、選挙の方法は投票によることになります。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 投票という声がありますので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで定めることになっています。

それでは、議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（陶山良尚議員） ただいまの出席議員は17名です。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番舩越隆之議員及び4番徳永洋介議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に3番舩越隆之議員及び4番徳永洋介議員を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票に当たっては、姓名をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（陶山良尚議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。

（局長点呼、投票）

○議長（陶山良尚議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

3番舩越隆之議員及び4番徳永洋介議員の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（陶山良尚議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 17票

無効投票 0票

白票 0票です。

有効投票中

藤井 雅之議員 10票

長谷川公成議員 6票

笠利 毅議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、藤井雅之議員が副議長に当選されました。

ではここで、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(陶山良尚議員) ただいま副議長に当選されました藤井雅之議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで確認のため、藤井雅之議員の副議長当選承諾及びご挨拶をお願いします。

藤井雅之副議長、演壇のほうにどうぞ。

[14番 藤井雅之議員 登壇]

○14番(藤井雅之議員) 副議長就任のご挨拶を申し上げます。

このたび議員各位のご推挙により副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄でございます。

陶山議長を補佐し、議会が公正に、しかも円滑に運営されるように誠心誠意努力していきたいと存じております。何分にも浅学非才、微力な人間でございます。皆様の絶大なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

誠に簡単でございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(陶山良尚議員) 自席へどうぞ。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時55分

○議長(陶山良尚議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しました追加議事日程のとおり、追加日程第3、「常任委員会副委員

長の変更について」から追加日程第6、「筑慈苑施設組合議会議員の補欠選挙について」までを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第3、「常任委員会副委員長の変更について」から追加日程第6、「筑慈苑施設組合議会議員の補欠選挙について」までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 常任委員会副委員長の変更について

○議長（陶山良尚議員） 追加日程第3、「常任委員会副委員長の変更について」を議題とします。

先ほど休憩中に環境厚生常任委員会が開催され、環境厚生常任委員会の副委員長が木村彰人議員に変更決定されております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第4 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（陶山良尚議員） 追加日程第4、「議会広報特別委員会委員の選任について」を議題とします。

先ほど私が議長に就任いたしましたことにより、議会広報特別委員会委員を辞任いたしましたのでご報告いたします。

お諮りします。

欠員となっています議会広報特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、新たに藤井雅之議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました藤井雅之議員を議会広報特別委員に選任することに決定しました。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第5 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の補欠選挙について

○議長（陶山良尚議員） 追加日程第5、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の補欠選挙について」を議題とします。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の橋本健議員が辞職され、組合議会議員に1名の欠員が生じております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に私、陶山良尚を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました私、陶山良尚を福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、陶山良尚が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選いたしました。

ここで私が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選しましたことを、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をしますとともに当選の承諾をいたします。

以上のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第6 筑慈苑施設組合議会議員の補欠選挙について

○議長（陶山良尚議員） 追加日程第6、「筑慈苑施設組合議会議員の補欠選挙について」を議題とします。

筑慈苑施設組合議会議員の堺剛議員が辞職され、組合議会議員に1名の欠員が生じております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

筑慈苑施設組合議会議員に長谷川公成議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました議員を筑慈苑施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました長谷川公成議員が筑慈苑施設組合議会議員に当選されました。

ただいま筑慈苑施設組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

（当選議員 起立）

○議長（陶山良尚議員） 以上のとおり決定しました。

ここで1時まで暫時休憩といたします。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の皆様へ申し上げます。

午前中に開催いたしました臨時会におきまして、机上に配付しておりますとおり、議会体制に変更がっておりますので、お知らせいたします。

それでは、議事を進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第8まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第4、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」から日程第8、議案第46号「平成31年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）」について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、こんにちは。

本日、平成31年太宰府市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

いよいよ新たな年度がスタートいたしました。私は、これまで新たな元号が始まる節目の年である本年を「新生太宰府元年！」と位置づけ、先人の功績を受け継ぎながら、意欲的な市政運営を進めてまいりたいとお話をさせていただいてきたところであります。

そのような思い入れのある年に新たな驚きと大きな喜びとなる吉報が届きました。既に、皆様もご承知のこととは存じますが、去る4月1日、新元号が「令和」に決まりました。そして、その典拠が約1,300年前にここ太宰府の地で行われました「梅花の宴」を記した「万葉集」「梅花の歌」三十二首の序文にあることが発表されたところであります。

このような形で新たな元号と本市が大きなご縁を持てましたことは、新しい御代の始まりの喜びに加えまして、本市にとりまして大変光栄なこととなりました。

いにしえより我が国の政治、外交、防衛の要衝であったこの地が持つ誇り得る悠久の歴史や文化を生かし、今後も本市が新元号「令和」ゆかりの地、太宰府市として、多くの国内外の皆様方から愛される地であり続けるため、より一層の努力を重ねてまいり所存でありますので、議員各位を初め、市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

改めまして、多くの皆様とともに新しい御代が令月のように清新で和らぐ時代となりますことを切に祈念いたします。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認4件、補正予算1件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号から議案第46号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成31年度税制改正により、地方税法などの一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成31年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分

をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第44号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成31年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引き上げと、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げでございます。

次に、議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、太宰府市介護保険条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、本年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者の保険料軽減強化を図るため、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階の介護保険料を引き下げるものでございます。

次に、議案第46号「平成31年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ600万円増額し、予算総額を243億7,528万4,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、太宰府西中学校におきまして、車椅子利用への対応といたしまして、構造上スロープの設置が困難なことから、校舎と体育館を結ぶ連絡通路に電動昇降機を設置するための工事に係る費用を計上させていただいております。

あわせて、地方債の変更1件を補正させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

議案第42号から議案第46号までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑を行います。

議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 議案第43号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 議案第45号について通告があつておりますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番(神武 綾議員) 議案第45号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例)」について2点伺います。

1点目は、この条例改正が10月の消費税増税分の使い道の一つ、社会保障の充実として介護保険料を減額するというものと説明がありました。政治情勢によっては増税が中止となった場合、この減額は10月以降、再びもとに戻す条例改正を行うのか、平成33年度の料金改定検討時まで改定を行わないのかを伺います。

2点目は、この対象が市民税非課税世帯となっておりますけれども、所得段階区分の第1段階から第3段階までそれぞれの対象者数と減額の総額を伺います。

○議長(陶山良尚議員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(友田 浩) 1件目の消費税増税が実施されなかった場合の対応についてでございますが、既に介護保険法施行令の改正が平成31年3月29日に公布されまして、平成31年4月1日から施行されていることから、現時点で消費税増税が実施されないということは想定をしておりませんが、国の動向を踏まえ、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、2件目の所得段階区分の第1段階から第3段階までそれぞれの対象者数と減額総額についてでございますが、平成30年度介護保険料の当初賦課となる6月時点での実績でございますが、第1段階が2,876人、第2段階が1,409人、第3段階が1,271人、対象者数といたしましては合計で5,556人ございまして、それをもとに算出いたしますと、軽減総額といたしましては約2,600万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長(陶山良尚議員) よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第46号について通告があつておりますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番(神武 綾議員) 議案第46号「平成31年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」、その中で説明がありました中学校施設整備費の工事請負費の校舎改造工事の内容について

て関連して伺いたいと思います。

太宰府西中学校に在籍する車椅子利用の生徒のニーズに考慮して体育館に昇降機を設置するという内容ですけれども、市内小・中学校11校ありますが、校舎、体育館、それぞれに車椅子の昇降機またはエレベーターの設置学校が何校あるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） ただいまのご質問についてご回答申し上げます。

今回の工事内容につきましては、ただいま市長のほうから提案理由説明がございましたように、車椅子用の階段昇降機を設置する予定にしております。安全対策といたしまして、バッテリー充電方式を採用し、急な停電時でも使用可能とすることを考慮しております。

次に、2件目の市内小・中学校の校舎、体育館、それぞれの車椅子用昇降機またはエレベーターの設置学校数についてご回答申し上げます。

初めに、校舎になりますが、市内小・中学校のうち8校についてはエレベーターが設置されております。次に、体育館でございますが、市内小・中学校の全てにおいて車椅子用昇降機またはエレベーターは設置はされております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第42号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対0名 午後1時13分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第43号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対0名 午後1時13分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第44号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 専決処分の承認の議案第44号につきましては、市長の提案理由で説明がありました軽減の部分については反対するものではありません。しかし、限度額の引き上げにつきましては、さきの3月議会で国民健康保険税の税条例の改定が行われ、今回限度額の引き上げで一定所得のある方への負担の引き上げであるということは理解いたしますが、国保加入者の構造上、大多数の加入者の方に負担増が引き上がるおそれがありますので、3月議会に提案され、反対した議案の関連性を鑑みまして、今回の専決処分には同会派の神武議員とともに反対を表明いたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を承認することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第44号は承認されました。

〈承認 賛成14名、反対2名 午後1時15分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例）」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例）」について賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正について、消費税増税自体に反対の立場から消費税増税が前提の減額措置になっていることについて反対すべきところですが、介護保険料の負担が市民の皆様の中で増す中、今回の改正により負担軽減となることから、同会派であります藤井雅之議員とともに賛成といたします。

質疑でもお尋ねしましたが、消費税増税が中止になったとして条例改正を行うのかという質問に対して、国の対応について検討するという回答でしたけれども、一般会計からの繰り入れ等で対応し、市民の皆さんの介護保険料の負担軽減を継続していただくよう、あわせて要望いたしますので討論とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第45号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対0名 午後1時16分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第46号「平成31年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午後1時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

これをもちまして平成31年太宰府市議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成31年太宰府市議会第1回臨時会を閉会します。

閉会 午後1時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年8月22日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

太宰府市議会副議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 神 武 綾

会議録署名議員 長谷川 公 成